

指名停止措置についての公表

● 指名停止を受けた業者

商号又は名称	代表者職氏名	主たる営業所の所在地
株式会社新都メンテナンス	代表取締役 秋山 仁男	高知県高知市新田町 1 5 - 2 8

● 指名停止の内容

指名停止期間	令和 8 年 6 月 1 2 日 から 令和 8 年 9 月 1 1 日 まで（3 月）
指名停止の理由	当該業者及び同社工務課長は、高知市上下水道局が発注した「令和 5 年度初月 分区污水管渠築造工事」において下水管を敷設する作業中に生じた地山の崩壊により、作業員が脳挫傷となり死亡した事故について、掘削業務における作業方法から生ずる危険を防止するための措置（土止め支保工等）を講じていなかった。この事実に対して両名は、高知簡易裁判所から略式命令を受け、労働安全衛生法違反及び業務上過失致死の罪により、罰金 20 万円（法人）及び罰金 50 万円（個人）の刑が確定し、令和 8 年 5 月 22 日に営業停止処分を受けたため。 【香南市指名停止措置要綱】 （建設業法違反行為） 「建設業法の規定に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき（前号に掲げる場合を除く。）。」に該当